

水害ハザードマップ検討委員会

開催趣旨

平成27年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、各自治体においてはこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためハザードマップの改訂が必要となっている。また、平成27年関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても適切な避難行動に結びつかなかった事態や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民の避難行動に結びつかない事態も発生した。

これらを踏まえ、水害ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線にたったものとするため、水管理・国土保全局に「水害ハザードマップ検討委員会」を設置し、避難の必要な区域の表示方法や、これらを踏まえたハザードマップの策定・活用方法等について検討を進めるものである。

水害ハザードマップ検討委員会
委員名簿

- ◎片 田 敏 孝 群馬大学大学院 工学研究科 教授
田 中 規 夫 埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
田 村 圭 子 新潟大学 危機管理室 教授
関 谷 直 也 東京大学大学院 情報学環 特任准教授
山 崎 登 日本放送協会 解説主幹
- 佐 藤 健 治 埼玉県戸田市 危機管理防災課長
松 葉 秀 樹 愛知県名古屋市 上下水道局技術本部計画部下水道計画課長
谷 昇 宮崎県宮崎市 総務部危機管理局長
- 名 波 義 昭 内閣府政策統括官付参事官
米 澤 健 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

◎：委員長
(敬称略)

水害ハザードマップ検討委員会

規約

(名称)

第1条 本委員会は、「水害ハザードマップ検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 利用者目線に立ったハザードマップの改善と想定最大規模の水害を踏まえた避難方法について検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

(委員会)

第4条 委員会には委員長をおき、委員会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 委員会は原則として公開で開催する。
- 5 委員会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- 6 委員会における議事要旨については、委員会後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、水管理・国土保全局（河川環境課水防企画室）に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成27年12月14日から施行する。